

上文振第36020号
平成30年10月10日

高田区地域協議会

会長 西山 要耕 様

上越市長 村山秀幸
(自治・市民環境部文化振興課)
(都市整備部都市整備課)

雁木の保存を考えたまちづくりについて(回答)

平成30年8月21日付けで提出のあった意見書について、下記のとおり回答します。

記

1 雁木の保存と活用に関連した基本的な考え方や取組等について

雁木は、雪国に暮らす人々の知恵と「共助」の心が形となって、現代まで受け継がれてきた貴重な地域資源であり、雁木のある地域においては、これまでも、地域の皆さんの自発的な活動を主体としたまちづくりが行われてきた経緯があります。

地域も行政も、雁木は私有地と私有財産の提供があって成り立っていることに留意するとともに、景観や利便性の向上など、地域住民が安全で快適に暮らせる環境を総合的に考えながら、それぞれの場面で、雁木の保存と活用について検討がなされてきたものと認識しております。

市では、これらの経過や事項を踏まえた上で、雁木整備事業として、雁木の保存・活用などに関する取組について合意された地域を補助対象地域に指定し、雁木の整備・改修等にかかる費用の一部を補助しているところであります。

また、地域に暮らす人々が雁木を含めた街並みを日々心地良いと感じるとともに、当市を訪れる方々からも上越の良さを実感してもらえるような「景観づくり」が大切であると考えており、市民が地域ぐるみで景観を意識し、実践・改善する「景観そだて」に取り組んでおります。

2 上越市がリーダーシップをとり、「雁木の保存宣言の実施」、「基本計画、実施計画の策定」、「規則の制定等」を行うことについて

雁木整備事業において補助対象地域を指定する際は、地域住民が主体となって雁

木整備のガイドライン等を作成しており、住民自ら効果的に継続的なルールを作り、地域の任意協定という手法で地域合意がなされてきております。

ご提案（意見）の実施については、それぞれの地域の特色や実情のほか、お住まいの皆さんの意向を踏まえた上で推進する必要があり、地域住民の合意できる環境が整っていることが重要ですが、地域ごとにその実態は異なっております。

このようなことから、地域全体に対しては、市が主導して実施する状況ではないと考えておりますが、地域の方々と一緒に様々な事情を共有し、どのような取組ができるのか検討するとともに、雁木整備事業の補助対象となっていない地域につきましては、状況等を把握しながら制度等の説明を行い、住民の合意に向けた主体的な取組の支援に努めてまいりたいと考えております。

3 上越市として、雁木が比較的良好に残存している地域を「モデル地区」や「優良地区」として指定し、重点的に整備し、活用することについて

市では、地方創生（城下町高田の歴史・文化をいかした「街の再生」）の一環として、雁木通りなど歴史・文化を感じられる街並みを有している南本町3丁目において、まちづくりと合わせて景観に関する意識啓発に取り組んでおり、その中で街並みを生かす色彩基準をまとめた「景観色彩ガイドライン」の案を作成し、その運用について地域と一緒に検討しているところであります。

今後は、地域住民や地域で活動されている団体等の意向を確認しながら、重点的な取組が必要な雁木を含めた街並み等の景観や歴史・文化について検討してまいりたいと考えておりますので、高田区地域協議会の皆様からもお力添えいただくよう、お願いします。